

税理士業務について

最近なにか税理士のやるべき業務が増えているような気がする。

第一に「認定経営革新等支援機関」制度である。これは経済産業省が音頭をとって作った制度であるが、これに税金を絡めていることである。

つまり法人税の税額控除、固定資産税の免税、事業承継による相続税の納税猶予制度などが、認定支援機関が関わる必要があるのである。

しかし支援する内容は、今後の企業の成長支援なのである。

常に財務を見ている税理士が企業を一番よく把握していることによるものだと思うが、何か下請けをさせられているような気がする。

しかし私は割切り「経営革新等支援機関」の認定を受けました。(平成30年6月29日付で)



第二に厚生労働省が平成 29 年 4 月に打ち出した、社会福祉法人に対する「会計監査及び専門家による支援等について」である。

これは監査法人の監査が必要のない社会福祉法人について税理士が会計監査、支援をするというものである。

しかし、大半の社会福祉法人は税金の申告は必要なく、税理士は関係のない領域である。

また、多くの税理士は企業会計の中で生きている。

これが厚生労働省から突然、税理士に降りかかってきたので

ある。(実際に私にも依頼があり、会計監査、支援をしました)
た)

このように、税理士の業務が拡大している。行政の下請けのような気もするが、受けて立つしかあるまいと思っている。

幸いに、自由業なので勉強の時間はたっぷりある。

